

平成24年川俣町議会第4回臨時会会議録

平成24年川俣町議会第4回臨時会は、3月2日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1 番 村 上 源 吉 君	2 番 高 橋 道 弘 君	3 番 高 橋 真 一 郎 君
4 番 嶋 原 利 光 君	5 番 高 橋 道 也 君	6 番 菅 野 清 一 君
7 番 菅 野 意 美 子 君	8 番 菅 野 正 彦 君	9 番 黒 沢 敏 雄 君
10 番 佐 藤 喜 三 郎 君	11 番 五十嵐謙吉君	12 番 高 野 善 兵 衛 君
13 番 石 河 清 君	14 番 遠 藤 宗 弘 君	15 番 斎 藤 博 美 君
16 番 新 関 善 三 君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 川 道 郎 君	副 町 長	永 田 嗣 昭 君
総 務 課 長	高 橋 清 美 君	企画財政課長	菅 野 浩 市 郎 君
町民税務課長	高 橋 良 之 君	会 計 管 理 者	佐 藤 修 一 君
保健福祉課長	佐 藤 真 寿 夫 君	建設水道課長	沢 井 一 雄 君
原子力災害対策課長	沢 口 進 君	産 業 課 長	佐 藤 賢 助 君
教 育 委 員 長	佐 藤 捷 善 君	教 育 長	神 田 紀 君
教 育 次 長	仲 江 泰 宏 君	学 習 課 長	松 本 康 弘 君
総務課長補佐	大 内 彰 君		

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐 藤 光 正 書 記 橋 本 文 雄

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

町長提案要旨の説明

議案第 2 号 川俣町東日本大震災復興基金条例

議案第 3 号 平成 23 年度川俣町一般会計補正予算（第 8 号）

◎開会及び開議の宣告

○議長（新関善三君） ただいまの出席議員は、１６名です。定足数に達しておりますので、ただいまより平成２４年第４回川俣町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。（午前１０時１０分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第１１８条の規定により、議長において１番議員 村上源吉君、２番議員 高橋道弘君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第２，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１日にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日１日とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第３，町長から提案要旨の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成２４年第４回川俣町議会臨時会を開催するにあたりまして、議員の皆様には大変お忙しい中ご参集を賜りまして、心から御礼を申し上げます。

本臨時会に提出いたします案件は、議案が２件でございます。これらの提案要旨を申し上げますことに先立ちまして、平成２４年産稲の作付けに関する考え方につきまして申し上げます。

平成２４年産稲の作付けにつきましては、計画的避難区域の山木屋地区を除く全域で作付けを行い、そのうえで水田土質や肥料、栽培管理などの生産管理により放射性物質の未検出を目指し、農地の全域について土壌の放射性物質濃度測定を行い、放射性物質の吸収抑制対策や除染対策の徹底を図ってまいりたいと考えております。収穫された米につきましては、全袋放射性物質の検査を行うとともに、基準値を超えた米は出荷、流通させないよう徹底した管理を行い、全量買い上げを求めている考えであります。

それでは、提出議案の要旨についてご説明を申し上げます。

議案第２号「川俣町東日本大震災復興基金条例」は、東日本大震災からの復興に向けて住民生活の安定や地域経済の振興など、地域の実情に応じたきめ細やかな取り組みを支援するため交付される福島県市町村復興支援交付金を管理運営する基金を設置するため本条例を制定するものでございます。

議案第３号「平成２３年度川俣町一般会計補正予算（第８号）」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ２億２２１万５，０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それ

ぞれ74億5,056万8,000円とするものでございます。歳入では、国庫支出金で災害等廃棄物処理事業費国庫補助金1億9,189万4,000円の減額、一部損壊住宅修繕工事助成事業補助金8,370万円、農地等除染対策事業交付金665万6,000円、市町村復興支援交付金3億3,014万3,000円が増額となっております。また、郵便事業からの東日本大震災給付金1,464万7,000円や、東日本大震災復興宝くじ交付金及び全国市町村振興協会災害対策支援金として1,189万円を増額しております。また、災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の減額に伴い、災害対策債を1億330万円減額しております。

歳出の主なものは、人件費の時間外勤務手当111万8,000円、地域安全パトロール仮設ハウスリース料及び電気引き込み工事請負費39万円の増額、災害廃棄物処理処分委託料7,645万9,000円の減額、一部損壊住宅にかかる宅地関連災害復旧事業補助金1億2,800万円、井戸災害復旧事業補助金600万円、果樹等樹体除染業務委託料665万6,000円、食品放射能測定器3台分の購入費として1,464万8,000円などが増額、未契約、未確定分の倒壊家屋倒解体工事請負費など2億916万4,000円を減額しております。積立金では、福島県より交付される市町村復興支援交付金3億3,014万3,000円を、東日本大震災復興基金として積み立てるものでございます。財源につきましては、歳入歳出の増減額5,037万3,000円を財政調整基金から繰り入れる措置としております。

以上で提出議案の要旨の説明といたしますが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、ご審議のうえ可決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案要旨の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。



○議長（新関善三君） 日程第4、議案第2号「川俣町東日本大震災復興基金条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第2号 川俣町東日本大震災復興基金条例
（設置の目的）

第1条 町は、東日本大震災からの復興に向けて、地域の実情に応じたきめ細かな取り組みを行うための事業の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、川俣町東日本大震災復興基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）及び福島県市町村復興支援交付金交付要綱（平成24年1月6日付け23市町村第1372号福島県総務部長通知）第2条に基づき交付される額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法に

より保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の管理及び運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、この基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的のために行う事業の経費に充てる場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

2 基金は、以下の経費については充てることができない。

- (1) 除染など全県的な対応を必要とする事業
- (2) 義援金など使途の定めのない現金支給
- (3) 人件費や公債費、庁舎管理などの内部管理経費

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

平成24年3月2日提出

川俣町長 古川 道郎

(提案理由)

福島県市町村復興支援交付金を管理運営するため、この条例を制定しようとするものである。

ご説明を申し上げます。この基金条例は、東日本大震災からの復興に向けて、住民生活の安定や地域経済の振興など、地域の実情に応じたきめ細やかな取り組みを支援するため、福島県より市町村復興支援交付金として3億3,014万3,000円が交付されております。この交付金は、複数年度で執行しなければならないこととなっているため、その管理運営を行うための基金を設置するための本条例を制定するものでございます。

以上で説明いたします。

○議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 2番の高橋であります。

1点質問しますが、第3条の管理の問題でありますけれども、ここに書かれている

とおり基金に属する現金は金融機関に預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないと書かれているんですが、この間の議会等での質疑の中では、本町におきましては決済性の当座預金にしか積まないんだというお話があるわけですが、この基金についてもそのように取り扱うのかどうか、お伺いいたします。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの質問にお答えいたします。

交付金の管理運営につきましては、ただいまご指摘のとおりのこととなっておりますが、具体的に、じゃあ、どういうふうな管理運営をするかというふうになった段階では、仮に相当する額に充当できる場合については、例えば定期預金をしておりますけれども、そのようになっておりますが、そういった充当できない場合については決済性預金というふうな取り扱いとして預金をすることとなります。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 具体的に、どういうふうになるのかということについては答弁がないんでありますが、決済性の当座預金に使うんだということであれば、第5条のですよ、運用益金というのは出てこないですよ、利息付かないんですから、決済性当座預金というのは。運用益金がないのに、第5条を書きしておく理由はどこにあるんですか。おかしいじゃないですか。決済性当座預金に積むんだといったらば、利息は発生しないわけでしょう。利息発生しないのに運用益金は一般会計に繰り入れうんぬんかんぬん書いてあって、実際は発生しないということになるかと思うんですが、今やっている管理運用の問題は、ペイオフが騒がれた時期の問題じゃないですか。今、川俣町が預託をしている金融機関がペイオフに備えなければいけないような緊急事態にあるとは私は考えないんですね。ですから、3億3,000万円という大金を1円も利息の付かないところに決済性の当座預金を積んでおいて、確実かつ有利な方法で保管しているというふうには私はどう考えても納得がいかないし、第5条の運用基金の処理というのも発生もしないのに書いておくというのはどういうことなのか、2点お尋ねします。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに有利確実な運用ということで、それは基本的な考え方はそうでございますが、ただ、現在の状況では、やはり借入額に相当する額の預金ということになっておりまして、例えば利子が付くか付かないかにつきましては、借入額を増額となれば、それはそれに相当する額についてはもちろん利子の付く預金という取り扱いになりますので、その条項については必ず必要な条項というふうに考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） ですから、10何年も前にペイオフが騒がれた時代に作った管理運営要綱、交付金の取り扱い要領、それに基づいていつまでも運用しているというこ

とは、町民にとってものすごい損失を与えていることじゃないですか。じゃあ、借金が増えたら定期預金に回すんだけど、借金なければ決済性の当座預金がどんどん増えていくだけでしょう。そうしたら、今現在、政府系の金融機関の借金しか、ほとんど残ってないじゃないですか。川俣町は。民間の縁故債で借りた分は、ほとんど返したわけですから。それは、町民の負担をいくらかでも少なくするということで、返せるものは利率の高いものを返して、どんどん返して行って、利率の低いものに残してきたわけでしょう。で、借金が減ったから結局は決済性の当座預金がどんどん増えていくというアホなことを運用しますと今答弁しているわけです。川俣町が預託している金融機関が、どのような経済危機があつて、経営危機にあつてですよ、今のような話が、10何年も前に作った要綱で見直そうとしない根拠になるんですか。恐れがあるから、それはそのようにやりなさいと当時は指導があつたわけじゃないですか。今、どこの、日本全国の銀行ですよ、どこが倒産の憂き目にあつてペイオフの問題が発生するような状況になっているんですか。そういうことがないのにですよ、1円も付かないところに財調も積む、3億3,000万円の資金も積む、1円も利息発生しない、運用益が出てこないような管理をすることが、町民にとっての正にこの第3条という確実かつ有利な方法だと、なんで言えるんですか。そこは運用の考え方、きちっと変えるべきだと思うんですよ。町長、どう思いますか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 2番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

質問にありますように、10数年前になりますけれども、当時の公金の管理運用についてペイオフがスタートいたしまして、かなり厳しく公金を運用するための規制が敷かれましたし、町といたしましても、いわゆる預金先の額については、ただいま財政課長が答弁したように、その借り入れているところも含めて、その相対する金を積みながら、あとは当座の使用ということできた経過がありまして、今お話がありますように、その後、町のほうもそれぞれの高い金利は返していこうというようなことで徹底して、それは継続的にやってきたおかげで、今ある意味では、そういった面での財政負担は軽くなってきている面もございます。そういった意味では、今後更に今回の基金条例にもございますけれども、益金の運用について必ずこういった基金条例には入っておるわけでありまして、そういったことの趣旨からしますと現時点のこの金融情勢などしっかりと確認して、今質問あるように、有意義な運用については取り組んでいくことには何らの問題がなく進める面もあるかと思っておりますので、更に、この財政の財源の運用について検討させていただいて、質問にあるようなことについて、含めて検討をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ございませんか。14番遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 参考までに、これ聞いておきたいんですが、この条例の第1条に、地域の実情に応じたきめ細やかな取り組みを行うための事業の財源に充てるということになっているんですが、確かにきめ細かな町政執行をやって充てていただくこ

とについては私は異存はないんですが、きめ細かなということになると、この基金がある面ではいろんな利用に使ってもいいということになるんだろうと思うんですよね。参考までに聞いておくんですが、例えば今、恐らく来年度になると、来年度予算はまだ出されてないんで分からないんですが、例えば介護保険なんていうのは今の動きで行くと、幸か不幸か川俣は施設も増やされた。そういう経過もあって恐らく、このままでいくと県内一高いぐらいの介護保険に値上がりになっちゃうんじゃないかという心配が私はしているんですよね。そういうものの例えば介護保険料、川俣町が全住民が被災者なんですから、その介護保険料を大幅に上げるというのは、これ大変な苦勞なんですよ。これだけ被災者に対して。そういうものに充当するというようなことまでできるのかどうなのか、この辺についてもちょっと参考までに聞いておきたいと思います。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この復興支援交付金は、どのようなものに使われるかということでございますと、ただいまのような保険料の充当ということには該当しませんで、例えば健康福祉増進にかかる事業等というふうになりますと、住民の健康保持のために例えばモニタリングや住民検診の費用とか、あと住民福祉の増進ということで例えばソーシャルワーカーの費用とか、そういったものには充当できますけれども、そういった保険料そのものにはこの復興支援交付金では充当できないということでございます。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 14番 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） どうも今の答弁、理解できないんですよ。健康増進や何かには使えと。福祉増進には使える。その基本でしょう。例えば国民健康保険だとか介護保険とかというのは、住民の福祉増進の根底にあるものがこれでしょう。枝葉には使っても根本には使えないという、それは何か、そういう規定があるんですか。明確にそういうものに使ってだめだということで指示があるならば、今すぐ出せとはいいませんから、ちゃんと出してください。ただ、ことを思いつきで言われたのでは、私もちょっと理解できないし、だから、今ここで調べてこいとは私は言いません。今日中にでも、そういうものを使ってだめだという規定があるならば示していただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、この使途につきましては、福島県市町村復興支援交付金交付要綱に基づいて充当できる中身については規定されているわけでございますが、ただいまのなぜ充当できないかにつきましては、あと県のほうによく確認したうえで、後でお配りしたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 14番 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） あのですね、私は、そういう答弁というのは議会の場の答弁に

はなっていないと思うんですね。結局、この条例できめ細かな取り組みを行うんだと。きめ細かなというのは、全く末端まで行き届く施策に使うんだということを示しているんだと思うんですね。けども、いざ聞いてみれば、県と問い合わせてみないと分かりませんという、そのぐらいのことはやっぱり提案者ですから、きちんとつかんだうえで、改めて県に問い合わせなくてもいい状態にして議会には提示するというのが当たり前だと思うんですね。そんな曖昧のまま議会に提案して、これで認めてくれというのは全く無責任な態度だということだけ指摘しておきたいと思います。

○議長（新関善三君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第5、議案第3号「平成23年度川俣町一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第3号 平成23年度川俣町一般会計補正予算（第8号）について説明した。

○議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） これは災害、今度の補正で最も目につくのは、何と言っても町の怠慢によって災害等廃棄物処理事業が減額されたというのが一番大きな問題だと思うんですね。実はこれ12月議会で私が、何でこんなに遅れたんだと、他の市町村では6月にもう事業を進めているにもかかわらず、川俣が12月の正月になってから、正月近くこんなの出したって、実際にはがれきの片付けや何かは正月やってらんにと、なんでこういうふうになったんだという、この問題について私は12月議会で提起しているんですね。いろいろ聞いてみれば、5月に環境省の説明が行われましたというようなことを町民税務課長は12月に議会の中の答弁で言っておりますね。しかし、昨日全員協議会で聞いたら、4月20日に文書は入ってますというんですね。4月20日に文書入ってて、12月議会まで何もやらないでおいでですよ、それで結局は年度内にものが進まない、これは当たり前ですよ。だから、結局はこれは来年度にするんですというのが事の経過でしょう。これはどういう感覚で東日本大震災、き

め細かなとかと、なんぼ言ったって、全くきめ細かく住民に負担を押し付けてくるという事実以外にはないのじゃないかと思うんですよ。がれきの片付けや何かが来年になった、そうすると、じゃあ、来年になったとしても、がれきの片付けは無料でちゃんと引き受けてくれるのかどうなのかという心配も出てくるんですね。その辺のこと。なぜこんなに遅れに遅れて、結局予算を減額しなくちゃならなくなったのか、根本原因はどこにあるのか、これは明確に答弁願いたいと思います。

○議長（新関善三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問にお答え申し上げます。

遠藤議員お質しの件でございますが、2つあったかと思います。まず、事業が遅れたのではないかと、町民にご迷惑がかかったのではないかとということでございますが、これは議員からも昨年12月議会でご指摘をいただいたとおりでございますが、全くとお質しのとおりであります。改めてこの場でご迷惑かけたことにつきましてお詫び申し上げます。

それから、来年度に事業を、23年度事業から24年度事業になるということにつきまして申し上げます。この事業は、全額環境省から補助金をいただいて執行する東日本大震災にかかる災害等廃棄物の処理事業でございます。こちらにつきまして、現に本日3月2日でございますけれども、現時点で未確定分については翌年度に交付申請をなささいというふうなご指示がありました関係で、24年度事業とさせていただきたくご提案申し上げているものであります。このご指示がある前は、23年12月で措置していただいた予算、ですから今回減額する前の予算ですね。を基に、23年度中に発注を繰り越しなどの手法によって継続して事業を執行しようというふうに考えておりましたが、そうじゃないんだと、未確定分は来年度に交付申請をなささいというふうなことでありますので、今回のご提案となったものでございますので、ご了解を頂戴いたしたいと思います。以上でございます。

○議長（新関善三君） 14番遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 事務屋さんの手続きは、もうそういうことなんだろうと思うんですね。来年度に対応なささいということだから、今年度から下ろして来年度にするんだということで、正にそのとおりだと思うんです。しかし、今年度の年度初めに、このがれき問題の文書が入っていたということを昨日初めて明らかになったんですよね。4月20日にこのがれきの片付けの文書が入っていたものが、結局事業も何ら進めないままに結局は年度末になっちゃったから落とさざるを得ないんだということで、事務屋さんはそれでいいかも分からないんですが、その事務屋さんの下で暮らしている住民は、たまったもんじゃないですよ。環境省の事業だということで、4月の初めからがれきや何かは全部片づけて、補助金を出しますから片づけてくださいという指示が入っていたにもかかわらず、いろいろ言ってますよ。避難の問題があったとか何かということで、これ12月議会では言い訳はいろいろやってるんですが、根本的になんでこういうことになったのかということについては答えてないんですよ。12月議会の議事録、私も読み直してみましたが。だけど、こういうことが起こったんで

は大変だから、なぜこのような現象が起こったのか。これははっきりとお示ししたいと思うんです。来年度で取り組んだとしても、がれきや何かは全部無料で片付けてもらえるのかということについても答えてはいないんですよね。だから、私の言っていることには、結局は議会は3回さえ答えればいいんだということで、まず1回目の答弁では、何ら一言も答えてないということになるんですよ。今度2回目に、また、そういうふうに答えれば、それで済むというのであれば議会の意味をなさなくなりますので、私の質問にきちんと答えてください。

○議長（新関善三君） 回答者に申し上げます。質問の趣旨を熟慮のうえ、よく理解のうえ回答ください。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問にお答え申し上げます。

議員お質しの第2点目、来年度事業についての事業内容の中身について変わりがないのかというお質しでございますけれども、現在、災害査定、環境省さんの災害査定を受けたところなんです。ですから、その査定をそのまま次年度も生きるということで確認済みでありますので、事業の中身については変わりないと考えております。

次に、第1点目でありますけれども、お質しの点、4月20日に文書というか、町が分かったであろうというふうなことで、その後なんなんだと、その後の経過についての、失礼、その後の経過についてのお質しであります。それにつきまして申し上げますが、4月20日にお質しのとおり、今般の震災によって被害が生じたものについて、生活環境上支障があるものについての処理事業の通知が町に届いております。これを受けまして町では、そのときにいわゆる生活環境上、もっと具体的にいうと、壊れた建物で例えば道路交通、車が通れないとか、そういうふうな条件があったんです。それに生活環境保全上の支障があるものがないというふうなことで、この当時処理事業には取り組まないというふうな意思決定をいたしておりましたので、4月20日の時点以降、その情報を分からなかったとか、それについて何らの決定もしていないとか、そういうことではなくて、当初の判断はそのような判断でありましたので、ご了解を頂戴いたしたいと思います。以上でございます。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ありませんか。14番遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） ますます分からなくなるんですね。4月20日に文書はあったけれども、これについては取り組まないという判断をしたということなんですね、川俣町は。けれども、現にこれ私12月議会にも言っているように、6月から他の市町村ではがれきの片付けや何かをどんどん進んでいるんですよと、取り組んでいるんですよということについては、課長もそれはちゃんと確認しているんですね。それはそのとおりだということを確認している。そうすると、12月に提案した中身と他の市町村が取り組んでいた中身というのは別な通知が入っているんですか。他の市町村は6月からがれきの片付けや何かをやっているという私の質問に対しては、いいですか。議員お質しのように、他の自治体さんではおやりになっているということは確かでございます。そのことも申し上げておきますというのが課長の答弁ですよ。他の自治体で進めていることを確認しておきながら、12月20日の文書の取り組みはいたし

ませんという川俣町が判断をしてますということになると、この判断がどこで覆ったのか。取り組まないということを決めておいたものが、いつの時点で、どの会議で取り組むことになったのか。その取り組みが12月ということになったのか。ということは、全く住民の苦労や何かというのには目が行ってないという行政になっちゃうんですね。他の自治体ではどんどんどんがれきの片付けや何かやっているにもかかわらず、川俣は取り組まないということを決めましたからと。ほかの町は勝手にやっているんでしょと、私の町はやりませんよということで12月までいたということなんです。これでは川俣の住民、全く苦労が絶えないと思うんですね。その間もなにかがれき片づけてもらわれないのかいということは議員や何かにはどんどん来ているんですよ。それは町当局にだって行ってるでしょう。それが12月までぶん投げておいて、挙げ句の果てには今年度はできませんから来年度にしますというのが町の姿ですよ。まず、12月で取り組まないとしたことが、どの時点で、4月の時点で取り組まないとしたことが何月に、じゃあ、それを覆して取り組むことに決めたのか。恐らく12月に決めたから提案したんですと言うんだと思うんです。それでは、たまったもんじゃないですよ。これは町長、こういう行政が進められているということに対して、町長自身はどういうふうに考えておられるんですか。こんなに年度末になって、がれきの片付け終わらないまま予算落とさなんない。これが、きめ細かな行政なのかどうなのか、なんでこういうことが起こったのかという根本が明らかにならない限りは、何か質問すれば、県がやらないから、国がやらないからって今まで必ず言うのね。県や国がやりなさいと言ってきたことだって、こういうふうになっているということになったら、どういうことになるんですか。この根本原因をきちんと正してもらいたいと思うんですが、どういうふうな考えだか聞きたいと思います。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

このがれき処理の関係でございますが、今、議員お質しの件については町民税務課長のほうからの答弁があったわけでありすけれども、4月の時点で文書が入って、その決まった時点での状況は課長が答弁したように、壊れた建物等で道路が遮断されたり、社会的に影響を与えているということの状況についての補助だと。川俣町は、早速探すの、後から全部確認をしておりますので、そういった建物についてはありませんでした。また、道路等についてもですね。ですから、そのような状況だという認識だったので、それは取り組む事業ではないんじゃないかという思いに立ったわけがあります。しかし、その後の状況を申し上げますと、議員が6月議会でもということでありましたが、他の町村、こういうことの経過ですから、素直に申し上げますが、その後、町の議員の方から、町長、こういうことをやっているんだけど、どうなんだということでないのかいという話の条例といたしますか、あれを見せていただきました。内容を見てみますと、これは川俣町も該当できるんじゃないかと、先ほど申し上げましたような極端な例じゃなくて該当するんであれば、壊れた家や半壊はあるわけありますから、それらは、なおもう1回すぐ調べて対応するようにしますというような

ことで話をした経過から、条例といいますか、予算も含めた、また国や県に確認しながら、具体的な事業に入って経緯がございました。ですから、その間、本当に遅れたことについては私の方からもお詫び申し上げる次第であります。ただ、具体的に、そのような当初のスタートの時のつまづきができて、事案の認識のことについてのことがずれていたということでございましたので、その点については申し訳なく思っているところでございます。ただ、その後、当然いろいろと質問書といいますか、議会の場でなくてもお話もいただいておりますので、私のほうでも早速関係する資料を再度取り寄せいたしまして、そして8月後半から、9月からその事業に取り組むことで進んできた経緯がございましたので、12月の補正ということで形になった経緯がございました。今後このようなことのないように、他の町村も調べるといいながらも、そのままでいいのかというようなお質しだと思うのでありますが、しっかりと他の町村、県、国等いろいろございますが、そのことが町の町民の生活にどのように影響を与えるのか。あるいはまた、それを生活向上のためにどのように利用できるのか、また活用できるのかということもしっかりととらえていく姿勢を堅持していかなくちゃならないと思っていますので、これから今回のことについては十分反省を踏まえて、今後このようなことのないよう取り組んでまいりたい考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ございませんか。2番高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） かなりの点をお聞きしたいので、よくメモをして答弁漏れのないようにお願いしたいと思うのでありますが、まずは、その提案をするということは説明責任が当局にあるわけでありますよね。例えば8ページ、一番上から災害の補助金の1億9,000万円取り崩しますという話がありますが、提案理由は、未確定部分が生じたので、その部分を落とせと言われたから落とすんですという単純な話になっているわけです。でも、本当の理由はそうではなくて、事業の着手が遅れた結果、未確定部分が発生したので、国は未確定部分は認めないから落とさないという話になっているということが正しい表現じゃないですか。だから、自分らにとって都合のいいように提案要旨を説明されたのでは困ります。きっちりと事実は事実で申し上げて、お詫びするところはお詫びして提案はすべきじゃないですか。でないと、町当局は何の不備もなかったということになるんじゃないですか。だから、未確定部分を落とせというのは結果として出ている話であって、原因は言っていないじゃないですか、原因は。そこは原因は何なんですかということをちゃんと答弁してください。

それから、その下に除染対策事業交付金というのがありますが、これ交付金というのは申請してもらわなければならないけど、後の歳出のほうでも聞きますけど、これは町が仕様書をまとめて申請すれば全額ストレートに県が認めるものなのかどうか、ご答弁をいただきたい。

それから、一部損壊の話ですが、これ来年度も全額、先ほど同僚議員の質問に対して8,300万円ですか、8,300万円について川俣町が出した金の2分の1を補てんしますということの国の制度ができたので、これ県のほうかな、検討してもらう話

になっているわけでありますが、これらが活用については歳出を見ると、単に町の財源の補てんにしか充ててないんですね。1億2,800万円、川俣町が支出する予定の中に8,300万円充当しますというような話で後ろに載ってくるんですね、これは12ページですね。8,300万円はもともとあてにしていなかったお金だと思うんですよ、町としては。全額、町の一般財源で持ち出して、震災で壊れた方々、被災を受けた方々の生活再建復旧に向けて20万円の上限を持ちながらも、町長もいろいろ制度を拡充させてきていただきましたが、そういったことで、もともとあてにしていなかったお金だと思うんです。であるならば、その対象とする被害というのは、今までは個人住宅の生活、そういったものだけに向けられてきたわけですよね。宅地にしても、建屋にしても、依存にしてもそうであります。しかし、多くの企業も被災を受けて修繕工事をしたりしているのもまた事実であります。一方、町は復興計画作って産業の再生ということを2番目の柱に挙げているわけですよ。だとすれば、そういった企業、自営業者の方も含めて非居住用であってもそういったものに新しい制度を作って補充をしていくと、この8,300万円を財源にしながらやっていくと、そういう考え方は持ち得ないのかなのか、お聞きをしたいと思います。

それから、その下の郵便事業、1,465万7,000円、これ歳出のほうで、シンチレーションほか買って1,464万8,000円と、こう書かれているんですね。これ寄附金と書かれているんだけど、これは申請行為に基づくものなんじゃないかな。その辺、明確にご答弁をいただきたいと思います。

それから、災害給付金の話ですが、今まで総額、じゃあ川俣町は幾らもらって、未計上分が幾ら残っているのか、これ明確に教えをいただきたいと思うんです。それから、ついでに義援金の総額と残高もお知らせをいただきたい。

それから、その下の財調繰り入れ、今回5,000万円するわけですが、財調残高は、じゃあ幾らになるのかもお聞きをしておきます。

それから、次のページ歳出ですが、10ページに福祉センターのところで、要は先ほどいった国庫補助金の関係で歳出国庫支出金及び町債の減分を一般財源で充当しますということですよ、ここで言っているのは。そうすると、福祉センターの解体って終わってますよね。終わってますよね。既に更地になってますよ。そうすると、未確定ではないと思うんですよ、福祉センターは終わっているんでないかと思うんです。それも該当にならないということは、じゃあ来年度も継続するんだということだけど、じゃあ来年度になったら町が見込んだ325万9,000円の補助金と災害対策債730万円、これも来年度充当されるものなんですか。その説明は何もしてないですね。一般財源持ち出し増えたというだけの話であって、本来はこれ、ちゃんと事務取ってあればもらえたお金ですよ。23年度にやっていれば、もらえたお金じゃないですか。それを一般財源に繰り替えてますとといっただけの話しかしてないわけよ。だから、説明責任果たしてないと私が一番先に言ってるのはそういうことなんです。だからこれ来年も、これは載せれば過年度債で、過年度の支出分でもらえるものなのかなのか、その辺明確にご答弁をいただきたいと思います。

それから12ページ、食品測定器購入ですが、先ほどの全協でもいろいろ機器の説明とかありましたが、これを買うから歳入のほうでさっき言ったように、これを買うから郵便事業会社は金くれるということなんですかね、これ。ということは、寄附金だといっても、使途が定まっているわけですね、この寄附金というのは。なおかつ、このゲルマニウム、それからシンチレーション1台、ゲルマニウム2台、シンチレーション2台のゲルマニウム検出器1台ということなんですが、これらが契約の方法については、どのようにお考えになっているのか、それを明確にお聞きしたいと思います。

それから、12ページの下、果樹等の業務委託料であります。これも再三にわたって議会ではもう2か月にわたって産業委員会で議論をしてきているわけね。問題点も把握して、それをクリアしながら今回の臨時議会にいつているわけです。でも、提案要旨のときは、そこは何も言わないわけね。何が問題になってきたのかといたら、現場の汚染状況をきっちり把握してるんですかということが問題になっているわけでしょう。現実には議会で言ったことを2か月遅れで、急きょ2日間で半分だけやってきたわけだ、汚染状況はね。22か所あるのに12か所しか測ってないわけだ、いまだに。じゃあ、その残りの10か所もこれから測るんですかというのが1つと、もう1つは、そこでまた問題になってきたのは、田んぼ、畑、宅地、樹園地、これらの単価が違うということはおかしいでしょうということが再三にわたって産業委員会では言ってきたわけですよ。議会では言ってきたわけ。それについても何の説明もないわけです。だから、本会議主義だっていうから本会で明確に、今回の果樹園の樹体の除染業務委託料の単価及び諸経費率については、すべてほかの除染の工事、宅地についても、田んぼについても、普通の畑についても、道路をやるときにも、同じ単価と同じ諸経費率の考え方でやるんだということが明確にご答弁をいただきたいと思います。

あと最後、これ言葉の問題なんですけど、14ページね。地域安全パトロール事業は震災対策だと書かれているわね。震災対策より原発事故の対策じゃないですか。だって、原発事故なかったら山木屋の人たちはパトロールしていることないでしょう、震災だけだったら。原発対策でやるんなら原発対策って明確に言わないと、再三前から言っているとおりですよ、東電に請求するときに、どこに金が費用かかったのかというのが予算上も明確にならなんでしょう、歳出上もこれ。だから、原発対策で動くものは原発対策だときっちりとかっぱり区分すべきだと思うのが、その考え方はいかがなものかということと併せて、前から言ってる東電に請求した損害賠償、1億数千万請求しましたよね。と答弁してますよね。その歳入にはいつ上げるんですかということと、請求した内訳は何回言っても出してくれないわけ、議会に。何を積み上げていたらその1億5,800万円だかになったのかと。これからは、じゃあなんぼ請求する予定があるんですか。それはいつになったら予算上の措置に上げてくれるんですかと、このことについてお尋ねをしておきます。以上です。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君）　ここで休憩いたします。11時半まで休憩いたします。

(午前 11 時 18 分)

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

(午前 11 時 30 分)

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問にお答えいたします。

補正予算書 9 ページ、民生費の社会福祉費の福祉センター費につきまして、町民税務課長が事業の関係がありますので答弁をさせていただきます。こちらについてお質しの件は、24 年度に行くのかということでしたが、ここはご質問にもございましたとおり、解体そのものは終わっておりますので、これは 23 年度事業分でございます。その工事費の中でもいわゆる国庫補助対象になる部分とされない部分が生じます、どうしても。そこで工事そのものは終わっていて、ただし出来型というか、精算というか、そこはまだどと伺っておりますけれども、現時点で国庫補助になるもの、ならないもの等を整理をして、現時点で見込める国庫補助金などについて特定財源としてここに調整をし、ご覧いただいているような 9 ページの特定財源になっているものでございますので、国庫補助金は、この福祉センターの解体だけで申しますと、今回の補正後お認めいただけますならば 1,125 万円となるものです。補正前が 1,450 万 9,000 円、それが 325 万 9,000 円減額されまして 1,125 万円となるものであります。そして、地方債、災害対策債については減額をしまして、工事費が減額をしたものでございます。繰り返しになるかもしれませんが、この部分は 24 年度ではありません。23 年度で国庫補助、町からも補助金交付申請をし、23 年度で補助金をいただけるものと思っております。以上です。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 2 番高橋道弘議員の質問に答弁を申し上げます。

この 8,300 万円の補助関係でございますけれども、関連で企業関係の新たな分を受けたらどうかというご質問でございました。質問にありますように、今、企業のほうも除染を含めて、それぞれ社員の安全、健康を守りながら業務をやっておりますし、風評被害対策等も含めて大変苦労の中で頑張っておられるわけであります。そういった中で地震のほうもあって、既に対応しているところもあるとは伺っております。そういった意味で質問の趣旨にありますように、今、企業支援という新たな枠組みの中でそれを考えられないのかという質問でございますので、町のほうでも企業支援の一環として今後それを検討して具体化していきたいと思っておりますので、なお、その件については、また新たな制度になろうかと思いますが、あるいはまた既存を直すこともあろうかと思っておりますけれども、その点はまた協議をさせていただきますけれども、そのようなことで検討をする考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（佐藤賢助君） 2 番議員のご質問にお答えします。

除染対策事業交付金について、申請した金額がそのまま交付されるのかというご質問でございます。まず、担当の県の除染対策課のほうと協議しながら事業を進めております。申請どおり交付されるというふうに考えております。

それから、12ページのほうの農地除染対策事業の委託料の質問でございます。まず、事態の汚染状況の把握をしていなくて事業が遅れたということについてお詫びいたします。すみませんでございました。その計測のしていないところ、残っているところはどするんだというご質問でございますが、除染実施前には残っているところを計測してまいりたいと思っています。よろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

あと、田畑の単価のことについては、原子力災害対策課長のほうからご答弁を申し上げます。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

8ページの東日本大震災給付金の郵便事業の件でございますが、これは郵便事業株式会社のほうから、寄附金の配分の公募ということが8月に来まして、町のほうでは8月に公募をしたところでございます。この中身については、食品衛生の関係の機械を購入するというようなことでの公募の提案をしたところであります。それに基づきまして12月1日に決定ということで決定通知が来たと。それに伴いまして今回の歳入歳出という形になったところであります。

あと、12ページも同じことでありましたが、寄附の使途が定められているのかということですが、これは食品放射線の測定器ということで定められております。

あと、契約の方法等については、入札というような形では今、考えております。

12ページの果樹の関係のところでご質問がありました、田んぼ、畑、宅地、その他のいろんな事業に伴いますいろんな単価等々についてのお話ですが、今のところは単価については違ってくるということで認識をしております。というのは、今、国のほうで、県のほうでお示しをいただいている単価については、平米当たりとかヘクタール当たりというような単価が今出ております。また、詳細は少しずつ3月末には出てくるというようなことで確認をしております。今回の果樹の除染につきましては、いろいろと調整等も図りまして、先ほど産業課長のほうから答弁ありましたが、県のほうと調整をして、その単価で大丈夫だというようなことでの果樹の部分ということで理解をしているところであります。

あと、諸経費につきましては、工事関係等につきましては、今般の土木部、福島県土木部の諸経費等の率を使ってまいりたいと考えております。また、いろんな部分でソフト的な部分、いろんな委託等々の部分が出てきた場合については、その諸経費等を活用していきたいと考えております。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） ご答弁申し上げます。

14ページの震災対策ということになっておりますが、補正の時期からこういうふ

うになっておりまして、議員おっしゃるとおり原発対策が正しいかと思っておりますので、今後訂正をしていきたいと思っております。

義援金の残額でございますが、総額につきましては8,877万347円、残金といたしまして2,572万7,347円となっております。以上でございます。

災害給付金につきましては、先ほどの町長のご答弁のとおりであります。補助金の実績が国、町、2分の1となっておりますので、これについてはまた後でお願いします。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 質問にお答えいたします。

8ページの災害廃棄物処理事業の未契約、未確定の部分の減額のみ説明であったということでしたが、大変申し訳ございませんでした。対応の遅れということで減額するということになりましたことで、言葉足らずであったことをお詫び申し上げます。

また、財調残高につきましては、今回の8号補正後、8億7,209万8,000円でございます。また、東電の歳入の関係、いつ上げるのか、その内訳の関係でございますが、まず9月7日に請求しましたものは1億8,812万460円でございます。その主なものとしましては、まず避難所関係費用で災害救助費で支給されなかった分で、主に避難所周辺の交通整理経費で159万360円です。あと、また計画避難に伴う学校等の移転の費用で学校等は間仕切りした費用でございますが、643万7,937円でございます。また、水道事業に関する水質保全の関係の、例えばろ過地の皮膜工事経費等して314万508円でございますが、これはまた別個に水道事業のほうで請求をすることとなっておりますので、また、この辺については今後の中で精査する必要があるかと思っております。また、教育施設の除染関係費用ということで、これは学校のグラウンドの除染費用が通常文部科学省の補助事業の中で3分の2の補助、3分の1が町負担ということでございましたので、その3分の1の経費と、あと壁面洗浄を行っておりますが、それは補助対象が付かなかったものですから、それを全部合わせて1,532万9,113円でございます。また、自然体験活動費用のバス借り上げ料ということで321万7,000円でございます。あと、現在使っている食品衛生測定システムの費用ということで、これは備品購入費でございますが、491万5,000円でございます。あと、全町民が被災者ということで、全町民に対する見舞金をお配りしてございますので、その費用が1億5,320万7,042円でございます。あと、災害公報発行費用ということで、これは毎週金曜日に行っておりますけれども、その紙代とか印刷用の消耗品、トナー代とか、また郵便で送る場合の郵便料などで28万3,500円でございます。9月7日の時点では、こういう請求でございましたが、また、その後、県のほうで自治体損害賠償のあり方ということで説明会がございまして、例えば今回、町単独費用で対応した分で、国のほうで特別交付税、これで東日本大震災にかかる特別交付税の交付を考えているというようなことでございまして、通常、特別交付税は3月末までで明確になるんですが、今回こういっ

た東日本大震災関係の特別交付税は初めてのケースでございまして、県とも協議中ですが、あと、また法的な関係でいきますと、特別交付税を除いて請求する分が自治体における損害賠償の金額というようなことで示されましたので、現在もこれは9月7日から8月末までの段階ですけれども、今の段階では、まず12月末までの中身を全部、今、各課から拾い上げているところでございますが、そういったものを拾い上げた中で、あと県のほうともよく協議をしまして、その震災、東日本大震災にかかる特別交付税がどこに対応される、充当されるものなのかということを明確にしながら、明確になった段階で歳入として予算としての考え方は、そういった段階で考えていきたいと思っております。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 寄附の合計であります。今まとめているところでございます。今までの件数が236件で、8,685万3,177円となっております。

○議長（新関善三君） 答弁終わりました。2番高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） また何点か再質問しますので、漏れのないようにお願いしたいんですが、まず8ページからいきますが、まず、この廃棄物等処理事業費国庫補助金の制度があるんですけど、制度の概要については我々お知らせをいただいてないんですね。ですから、変更になったうんぬんと言われてもよく分からないので、後で議長のほうで全議員に是非交付の中身、要綱ですね、これらについて、じゃあ4月20日に来た文書も含めて、なんでできなかったというふうに解釈したのか私は分かりませんので、是非お知らせをいただきたいと、これは議長にお取り計らいをお願いします。

それで、まず除染対策事業交付金なんですけど、申請どおり交付されるものだという産業課長のお話だったんですよね。ところが歳出のほうでは県と協議しながらと、こういうふうに言うんですよね。だから、私が歳出のほうで聞いた、例えば災害対策課長が言った単価は違ってくると、こう言ったじゃないですか。でも、全協でも産業委員会でも単価は同じだと、こう言っていたじゃないですか。だから、なんか本会議で答弁するときと産業委員会だの全協で答弁するときと違う答弁をされたのでは、委員会でもよしとしたことがどこかに吹っ飛んじゃうんですけど、その単価は同じく使いますとちゃんとあったじゃないですか、この前。単価は同じく使って、私が聞きたいのは、だから川俣町で決めた単価で申請すれば、ちゃんと国はそのとおり交付してくれるんですかということを確認しているだけなんです。それをまた県が決めた単価でやるんだとか、いや国が決めた単価でやるんだとか、いや福島川俣町の除染協議会で決めた単価でやるんだとかっていう話になってきたらば、また元の木阿弥に戻って今度田んぼ、畑、普通畑、水田とか、宅地やったり道路やるときに、また混乱をしますので、そこは今回この予算を認めるということは、この単価で全部いくんでしょうねということを確認しているわけです。諸経費率は同じだといったから、それはいいんだけど、単価の問題を言っているわけですから、その申請どおり交付されるという

ことは川俣町が単価を決めていいというふうになるわけでしょう、普通は。そういうことでよろしいんですかということ聞いてるんです。

それから、一部損壊住宅の話は町長の話で分かりましたので、是非3月補正で出てくるように町長、これ確約できるかどうか再質問させていただきます。

あと、郵便事業の話ですけれども、結局12月1日に決定が来たというわけでしょう、今の答弁聞くと。でも、12月議会には上がってこなかったわけですね。当時から、もっと50ペクレル未満は分からないなんていうことではなくて、もっと性能の良いものを早く入れたらいいんじゃないかということは各方面から、議会だけではなくて多くの住民の方々も言っていたわけですよ。なんで、この年度末のこの時期になって、こういう話になってくるのかなと。なんで12月議会に上げて、一刻も早く入れて、町民の皆さんの不安に応えるような対策が取れなかったのか、その辺についてご答弁をいただきたいと思います。

それから、災害対策基金8,600万円だという話なんですけれども、私の記憶では、先般、全町民、山木屋の住民の方を除いた全町民に1人1万円の被災見舞金をお配りしたときの一般財源の持ち出しは2,000万円ちょっとですよ、1億3,000万は災害給付金を充当するというふうに私は答弁を記憶しているんですが、間違いはないのでしょうか、お聞きします。

それから、義援金の問題であります、2,500万円残っているわけですね。これは、いつ、どのような方法で山木屋住民の方々に交付される予定なのか、これもお聞きをしておきます。

それから、財調の8億7,200万円あるんだという話ですが、先ほどの基金条例と同様でございますが、この8億7,200万円は、どのような形で今管理されているのか。例えば定期性預金に何億円入っていて、財政課長がいう決済性の当座預金、利息付かないところに何億貯金されているのか、その管理の内訳についてお知らせをいただきたいと思います。

それから、10ページですが、福祉センターの解体費であります、要はよく聞くと、これは補助対象は残っているんだという話ですよ、補助金は1,125万円はもらえるんだという話ですよ。そうですね、答弁聞くと。でも、提案のときはそう言ってないのね、全然ね。何も言ってないじゃないですか。聞けば、みんな落ちるのかなと、こういうふうに思いますよね、先ほどの話を聞いていれば。何も言わないんだから。財源を振り替えしましたといったらば。それで、補助金が補助対象、補助対象外があるのはいいんだけど、こっちの災害対策債、補助金が320万円減っただけなのに災害対策債は730万円も減ると、この辺は私、理解できないんですね。だって1,400万円の補助金に対してですよ、1,400万円の補助金に対して300万円しか減らないわけでしょう。なんで730万円減るのか、その根拠をお知らせいただきたい。

それから、シンチレーションの方式、12ページですが、入札やるんだというんですけれども、入札にはいろんな方法があるわけですね。見積もり入札するのか、指

名入札するのか、プロポーザル方式でやるのかといっぱいあるわけですよ。どの方式でおやりになっていくのかなと。私の今までの審議の経過からいけば、もう最初から買うところが決まっていてやるように見受けられるんですね。けども、そういうこととしては基本的にはあり得ないですよ、本来的にいえば、入札の方法としては。ましてや、これ1台当たりの金額は言っていないわけね。このゲルマニウムとシンチレーションは一緒に入札するのか、分離入札するのか。それから入札の方法はどうするのか、それによっては議会の議決案件になるわけですよ、財産取得ですから。700万円以上は議会の議決案件なんですから、契約としては。その辺を明確にお答えいただきたいと思います。

あと、12ページの果樹園の話はさっき言ったとおりなので、その辺明確にお願いをしたいと思うんです。

あと、東電の賠償の話ですけども、今言ったようなことを出してくださいって前から言ってるわけじゃないですか、議会で。なんで出せないのかな。頭から失念常にしてるのか、当局のほうはいつも。再三にわたって毎週火曜日、全協やって、正にきめ細やかに各議員からいろんな要望は出ているわけじゃないですか。それについてきめ細やかに対応できないんだから、住民の要求に対してきめ細やかに対応できるわけじゃないですか。毎週言ってる議会のことにさえ応えられないんだから。これ資料出していただけますか、全部。そのことを答弁いただきたいことと。

それから、特交の問題があって特交が整理ついたらうんぬんかんぬんと言ってましたよね。特交の話と東電に損害賠償請求する話で、どこでリンクするんですか、それ。特別交付税はなにも国がよこすだけの話じゃないですか、町として東電に請求するのは何なのかという基本的な方針は、じゃあどこにあるんですか。東電に請求するのは何なんだと、我々はこういう費用は全部東電にもってもらうんだと。だって、国に要求するということは、形を変えた国民負担ですよ、これは。我々も含めての税金で補てんをするということは、東電の責任ではない。すべての国民のですよ、税金によって補てんするっていうことですから、東電は賠償してないということじゃないですか。東電が当然賠償すべきものは何なのかというところがきっちり整理されてないと、また国が、県の話と同じなんですよ。これは特別交付税で国が認めたから請求しないんだっていう話になったら、国民負担じゃないですか、それは。翻って言えば、町民も負担しているということですよ、全部。そうではないでしょう。東電はこれは当然払うべきなんだと。さっきの話、除染費用なんかは、どこにも載ってこないでしょう。低線量化事業で5,000万円、1地区50万でやった。どこの地区でも、みんな手弁当でボランティアでやった。そのことは請求しないんですよ、川俣町は、東電に。一番肝心なことは抜けているじゃないですか。町が金払った1億数千万の被災見舞金は請求しているけども、それじゃあ、本当に地域の中で除染に参加をしてくれた住民の皆さんに対する補償というのはなにも出てこないでしょう、さっきの話からいったら。だから、何を請求する根拠にするんですかと、そこを明確にいただきたい。今まで請求した資料はもらいたい。これは議長のほうで取り計らってください。

あとは、予算計上は、だから特別交付税が決まらないで予算収入に上げないということはですよ、いつになったって損害賠償きちっと確定しないじゃないですか。町民の皆さんの前に明らかにならないじゃないですか、予算にして出さなかったら。歳入に上げなかったら。それはいつの時期なのかって私はさっき聞いたんですよ。だから、特交が決まらないうとできないんだという話はないじゃないですか。特交は特交で国が自治体が大変でしょうからって認める話でしょう。町は東電に何を請求するかという、その整理をきっちりして内容を教えてください。以上です。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 先ほどの企業関係でございますけれども、これは精査して、なるべく早くやりたいと思っていますが、その点でもし遅れるには遅れるなりの理由を示しますけれども、そのようなことで検討していきたいと思います。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

まず、8 ページ関係ですね。果樹除染にかかる問題であります。単価の部分で質問がございまして、先ほど私のほうから、単価については田んぼ、畑、宅地ということではいろいろと変わってくるというようなことで先に答弁をさせていただいたところですが、高橋議員のほうからお質しの町で決めた単価というのは統一的な単価でずっと全部同じだろうというようなことでございます。今回の果樹除染についての単価については、どちらかというと高所作業的な部分ということでの私は理解をさせていただきました。それで、田んぼとか畑等の部分で耕運機とか農地の部分でやられるということであれば、それは単価的には変わってくるということで認識をしておりましたので、その高所の部分は高所作業の部分についてと平地の部分ということで違ってくるということで認識をさせていただきました。

あと、郵便事業の関係でございますが、12月1日に交付決定通知ということでの日にちで通知をいただいたわけですが、その通知書、交付ということでは、12月13日に一応交付を受けて通知書を持ってこられたのが13日ということで、日付的には12月1日決定ということではございましたので、12月議会等には間に合わなかったということでもあります。ただ、この間、いろいろと補正予算等の提出を早く申し上げて認めていただいて、早急に配備をしていきたいという考えでございましたが、大変遅れて申し訳なかったところであります。

あと、この機器の購入についての入札というようなことで申し上げまして、その入札、見積もり入札なのか指名入札なのかというようなお話でありましたが、一応今のところ考えているのは、取扱店というのはある程度限定をされるということで、見積もり入札ということで考えております。3台か1台か別々の入札かということではありますが、3台一緒に入札に付していきたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） ご答弁申し上げます。

義援金の残額につきましては、計画的避難区域に指定された山木屋地区住民に配分する予定で今進めておりますので、3月末までは配分をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 質問の中で、災害対応の充当の関係と、あと対策債、起債の関係につきましては、申し訳ございませんが、調べてからご答弁申し上げます。

また、東電の関係の内容につきましては、前からご質問いただいていたのに私のほうでお答えしなかったことにつきましては、申し訳ございません。お詫び申し上げます。また、特交の話等の東電の賠償の関係でございますが、これは県のほうで被災町村の協議会というので、弁護士も含めた勉強会というか、そういう説明会がございまして、その法的な段階では特別交付税を除いた部分についてが自治体の損害賠償に値するんだということでご説明があったので、そんなことで今は対応していますが、その辺についても更に私のほうもまだ不十分、勉強も不十分な点もございしますので、よく確認をしながら対応をしてまいりたいと考えております。

また、除染事業、線量低減化の除染事業については、9月の段階では、まだそこに請求書には入れておりませんでした。今それぞれ各課の中で、こういったものが経費にあるかということで洗い出ししておりますので、その除染事業の分については今後の請求の中に反映させていきたいと考えております。

歳入はいつ上げるのかということにつきましても、やっぱり法的な関係ですね。弁護士ともよく協議も踏まえて、自治体損害賠償のあり方というものをきちんと整理した段階で歳入には計上したいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 企財課長に申し上げます。

その資料は、すぐできるんですか、それとも時間かかりますか。手もとにないだけね。あと、先ほど2番議員から議長のほうに指示があり、要領を、災害廃棄物の処理事業の交付要領を明示しろということでございますが、これらの準備は（不規則発言あり）これを確認してですね。できますか、後日にあとで配付するというような確認でございますので。

○2番（高橋道弘君） だから、遅れた原因があって、この今回予算落とすんじゃないですか。だから4月20日の文書をくださいって言ってるんですよ。

○議長（新関善三君） それらの交付要領に伴う資料を用意する時間が必要だと思いますので、ここで

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） おはかりいたします。失礼しました。

ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時5分開会にいたします。

（午後0時10分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午後1時10分）

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 先ほど資料の請求があった資料を配付いたします。

配付漏れございませんか。

総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 寄附金の合計額でございますが、先ほど8,600万円という金額につきましては、12月1日現在でございます。現在におきましては、9,195万7,827円となっております。以上でございます。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 先ほどのご質問の財政調整基金の預金額でございますが、これは3月2日現在でございますが、11億3,782万7,834円でございます。以上で答弁いたします。

ただいま、申し訳ございませんでした。現在、定期分の合計が12億4,501万5,282円でございますが、定期枠として認められる部分といたしますか、ペイオフがらみで定期枠プラスそれぞれ1,000万の補償でございますので、その分の合計としては12億8,040万9,046円となっておりますので、その指数となっております。以上で答弁いたします。（不規則発言あり）

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 申し訳ございません。

ただいまの内訳につきましては、これから調査してからお答えいたします。

○議長（新関善三君） 調査のため企画財政課長が離席しますので、そのほかの質疑に入らせていただきますが。（不規則発言あり）

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） ここで15分休憩いたします。暫時休議いたします。25分再開いたします。

（午後1時15分）

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午後1時30分）

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 先ほどの答弁漏れにお答えします。大変申し訳ございませんでした。

財政調整基金の預金の内訳でございますが、定期預金分が9億1,371万5,256円でございます。また、決済性預金の部分が2億2,411万2,578円でございます。合計11億3,782万7,834円でございますが、これが3月2日現在の状況でございます。以上で答弁いたします。（不規則発言あり）

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 先ほどの福祉センターに関する災害対策債でござい

ますが、今回、事業費また補助金も含めて、あと災害対策債も含めて減額したものですから、福祉センターの補助金については福祉センターだけの補助ではなくて、その事業そのもの全体の補助ということで動いておりますので、福祉センターのみの予算を見れば、ああいった形で減額した分がそのままの形で一般財源のほうに入ってますが、實際上、そのとおり一般財源の負担となるわけではございませんけれども、全体の、補助事業の関係上、全体の中で動いているので、あのような形の処理となっているところでございます。以上で答弁いたします。（不規則発言あり）

○議長（新関善三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問にお答えします。

町民税務課長が答弁させていただきます。議員お質しの点は、9ページの福祉センター費の730万円、災害対策債が730万減額、これはどういうことかということでございますが、これは、すみません。財源の問題で私が答弁するのかもしれませんが、なものかと思うのですが、答弁させていただきます。

1ページにありますけれども、町債の1億330万の減額、そして3ページの地方債補正の下から2行目の災害対策債1億330万ですね、要するに、これは補正後は0になります。その関係で、そういうことがあるので、今まで補正前は、この福祉センターの解体費については災害対策債730万見込んでおりましたけれども、今般、先程来ご説明、ご報告申し上げておりますように、廃棄物処理事業が不確定の部分が24年度実施となったことに伴って、災害対策債全体を0にいたしました。そのことによりまして、福祉センター費の財源内訳としての災害対策債を全額皆減するというふうなものであります。その関係での減額ということで、ご理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（新関善三君） 質問を続けます。2番。

○2番（高橋道弘君） じゃあ、最後の質問なんで、ちゃんと答弁漏れないように的確にお答えいただきたいんですよ。

まずは、財調の話ですけども、先ほど財調の残高は8億7,200万だと言いましたよね。現実には11億3,700万あると、こういうふうに答えているわけですよ。その差額3億ちょっとあるわけじゃないですか。ということは、議会で認めてきて財調取り崩しますよと言ってですよ、取り崩していないということは、事業の進捗が遅れているから取り崩していないんですか。それとも、予定してなかった財源が何か入ってきて、財調取り崩さなくても済んでるということも考えられるわけ。だから毎回言ってるけども、いつも決算時期になるとばかみたいに3億だ、4億だって財調が増えるというのは、毎回、毎回の補正の考え方に問題があると思うんですよ、私は。なんで3億円もここに開きが出るんですか、今現在で。3月ですよ、今。3月の段階で3億も開きが出ている、理論と実際の財調の金額、その理由を明確に言ってくださいよ。決算締めたときに、4億も5億も財調が増えるなんていったら、正に毎回指摘しているように、粉飾の予算を作ってるというふうに言

わざるを得ないじゃないですか。なんで3億も開きがあるのか、明確にお答えいただきたいと思います。

それから、今いった災害対策債なんですけど、皆減したとは一言も言ってない、提案のときに。この補助事業について。災害対策債には、皆減したとは一言も言ってないでしょう。全体の災害対策債で1億減ったと言ってるだけの話であって、この事業で皆減したとは一言も言ってないじゃないですか、説明で、提案要旨で。確定しているならば、ここの分だけは災害対策債認められるんじゃないですか、本当から言えば。それが地方財政法でいうと、歳入はきっちりと見積もって、支出はきちっと抑えて、最大限の運用をなささいというふうにいってる法の趣旨に従った財政運営だと私は思うんですよ。なんで事業遅れたからといって、その災害対策債で全部落とさなくちゃいけないんですか。国が認めないといってるわけですか。確定した分は補助金もらえるということは。補助金もらえるということは、補助の裏残は起債できるということじゃないですか、普通の場合でいえば。なんで、そういう対応を取らないのか。これは財政運営上の非常に重要な課題ですよ。町民に1円でも2円でも負担をかけないで有利に金を使うということからいけば、財調の残高の問題も同じです。明確にお答えください。

それから、次のページ、先ほど災害対策課長、単価ね、高所作業うんぬんかんぬん言ったじゃないですか。そんなことは産業委員会で私何回も確認したじゃないですか。みんな同じくやるんでしょ。全協でもみんな同じくやりますと言ったじゃないですか。なんで、その委員会審議だの全協で言ったことと本会議で答弁することが変わるんですか。だから産業委員会では了としたんじゃないですか。3,000円という単価は統一して使いますって産業課長、明確に言ったじゃないですか。農地であろうが、畑であろうが、宅地であろうが、そういうふうに答弁しましたよ、ちゃんと。違う答弁するのならば、一からやり直しですよ。なんで、そういうふうに嘘こくんですか、答弁が変わるんですか、12月議会もそうですけども。委員会で答弁したとおりの答弁してくださいよ。これは認めるか認めないかという重要な問題ですからね。この600万の委託料上げるのに産業委員会何回開いたと思うんですか。詰めに詰めて、ようやく昨日決まったわけじゃないですか。その辺について、また適当な答弁されたのでは困りますよ。ちゃんと約束したとおりの答弁してくださいよ、委員会で答弁したとおりの。

それから、最後のページなんですけど、この1億8,812万460円の内訳書は資料としてもらいましたから分かったんですけども、先ほどから言ってるのとおり、川俣町は何を請求するんですかと、これから。特交の話じゃないでしょうつつうの。弁護士と相談してなんていう話してるじゃないですか。議会で言って、弁護士立てて、ちゃんと住民の立場でも戦ったらいいんじゃないですか、役場は、じゃあ弁護士いつの間にか抱えてたんじゃないですか、先ほどの答弁聞いたらば。それで除染費用ね、これ請求する権利あるわけでしょう、我が自治体は。除染5,000万補助金、県からもらったけど。先ほど言ったように、ボランティアでみんな出て、

全住民が参加して何千人もの人が参加してやったわけでしょう。何人参加したんですか。その人を幾らの単価でもって請求するんですか、川俣町は。ゼネコンさんが山木屋でやってるのは普通人夫賃で5万5,000円ですよ。そういう単価で請求なさるんですか。そういうことをきっちりと町としての方針としてなかったらば、特交もへちまもないんじゃないですか。除染用について具体論として、川俣町はなんぼ請求する気なのか、その際の算定基礎はどうなっているのか、それを明確にしたい。

それと、もう1つ資料いただきましたから言っておきますけれども、この産廃の国庫補助事業ね、今回下げるやつ。この？の3番、？の3番で回答、後ろのページにあるですよ。ここに先ほど町民税務課長が言った生活保全環境保全上支障があると市が判断した場合に限り、これは町と読み替えればいいんでしょうけど、質問はですよ、こう書かれていますよね。今回の震災により半壊若しくはそれ未満であるが、がれき、土砂等が流入した家屋で、所有者が既に解体処分を承諾している（むしろ希望している）ものがある。これを市が解体した場合、解体等の費用は補助対象となるか。これが質問じゃないですか。回答、今回の震災により被害が生じたものであって、生活環境保全上支障があると市が判断した場合に限り、市が実施する解体収集運搬処分は災害廃棄物処理事業として補助対象となります。ただし、ダイヒキは除きますと、こう書かれていますだけでしょう。だったら交通安全上支障があるとかないとかなんて、どこにも書かれてないでしょう。誰が考えたって生活環境保全上というのは、土砂が流入したり家が全壊、半壊していることによって生活に問題があると、そういった場合に解体する場合は補助しますって明確に言ってるわけじゃないですか、これ。なんでこの文書もらってですよ、交通上支障がない場合は該当しないんだなんて、そういう判断になり得るんですか。書かれてもいないことを憶測してですよ、判断して事業を遅らせたってということなんですか、川俣町は。明確にご答弁ください。どこにも書かれてないことを答弁されたのでは困ります。

○議長（新関善三君） 産業課長。（不規則発言あり）

○産業課長（佐藤賢助君） 果樹除染作業にかかる単価の件（不規則発言あり）田畑の単価と同じ単価だということだと思います。（不規則発言あり）常任委員会でもお話ししましたがけれども、田畑、水田・田畑の除染単価について同じ農家の方にやっていただくという観点からすれば、同じ単価という考え方はできるとお答えした。（不規則発言あり）

○議長（新関善三君） 答弁者、違いますので。（不規則発言あり）

○産業課長（佐藤賢助君） 県との協議では、果樹の除染でありました。

○議長（新関善三君） 退席してください。（不規則発言あり）対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

災害関係の今後の除染の単価ということでのお質しでございますけれども、前回の再質問、再々質問で私のほうで答弁させていただきました中身等について、それ

ではなくて、やはり町としての除染の単価というものは一定であるべきだということの趣旨と、あとは3,000円ということで今回出ている部分がありますけれども、それについてやはり同じような単価でやるべきだということでご質問であります。前段、私のほうで答弁させていただいた経過がございますが、(不規則発言あり) 単価的には趣旨的には十分同じような単価で町で推進するというのは、それは必要かと理解をしております。

あと、後段のほうで私のほうで答弁させていただいたのは、趣旨が合いますので、(不規則発言あり) 失礼しました。単価につきましては、3,000円ということでの単価で今後調整をしてまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長(新関善三君) 町民税務課長。

○町民税務課長(高橋良之君) ご質問にお答えいたします。

ただいまお配りした資料の後ろから2枚目の回答3のことを議員お質しかと存じます。ここに今般の震災により被害が生じたものであって、生活環境保全上支障があると市が判断した場合に限り、市が実施するうんぬんということでございまして、要するに、このことの具体的な解釈というか、具体的なことというのは何なんですかということを私どもでも確認をしたときに、先程来申し上げております交通上支障があるとか他の方に被害が及ぶとか、そういったことの支障というふうなことのご指導がありましたので、そのことに鑑みて、その時点では先程来申し上げているような判断をさせていただいたということでございますので、なにとぞご理解をお願い申し上げます。以上でございます。(不規則発言あり)

○議長(新関善三君) 企画財政課長。

○企画財政課長(菅野浩市郎君) 質問にお答えをいたします。

まず、東電関係の請求で、これから何を請求するのかということでございますが、これは先ほども申し上げましたように、線量低減化事業の関係のボランティアで出ていただいた分については今精査中ということで、請求する予定、考えておりますが、まだ単価を幾らにするかというのは、いろいろ情報収集の段階で金額というのはまだ決めておりませんが、これから請求する予定でございます。

また、弁護士は雇っているのかうんぬんということにつきましては、弁護士はあくまでも県のほうで依頼している話を県の説明会のほうで聞いてきたということをお願いしたところでございます。

また、先ほどの財調の差額でございますが、現在8億7,209万8,000円と申し上げましたのは、今回の繰入予定額としまして5,037万3,000円が入っておりますので、単純に預金額の11億3,782万7,000円から8億7,098万と今回の予定額の5,037万3,000円を足しますと9億2,247万1,000円となりまして、その差額は2億1,535万6,000円となりますけれども、これは毎日の運用の中で例えば特別会計のほうに運用したりとか、あと収入が入ってきた段階での整理の中で、ある程度、通常、例えば支払いのときに特会ですと1億、2億という支払いもございまして、そういうための差額として、こういった金額

が生じているところでございます。

あと、また起債の補助裏、失礼しました。先ほどの事業関係の起債でございますが、これは先ほど申し上げましたように、全体額でその補助、福祉センターだけの補助ということで動いておりませんので、今回は起債についても全額落としておりますけれども、その後の中で、例えば補助額もまだ確定してない状況でございますので、その確定の段階で、これから精査をしながら、その最終的な補助額があつて、あと負担額というのに決まりますので、その全体の中で、あくまでも福祉センターのみで動いているのではないので、そういった対応をしたところでございます。

以上で答弁といたします。（不規則発言あり）

○議長（新関善三君） 追加答弁ありますか。財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えします。

補助金相当分として、確かに起債分は可能だと考えられますが、今回の場合は対応としまして一応全額減額をしまして、あと今後の中で、全体の中での対応を考えてまいりたいということで減額したところでございます。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） ほかに質問ありますか。6番菅野清一君。

○6番（菅野清一君） この請求書、23年9月7日付西沢俊夫ということで請求書を出したのは、この日付けで間違いありませんよね。ただ、これ1億8,000万分の当座の請求書を出したわけですよね。これは現在どういう状況になっているのか。出ただけで終わっているのか、それとも弁護士を頼んで何か折衝したのか、これを進展具合によっては裁判所に告発して請求訴えをするのかどうか。どこの弁護士に、何人の弁護団に頼んでいるのか。というのは、私これ一般質問でやる予定なんですけど、今うちのほうが今避難区域となって強制避難させられているわけですよね、現実的に。この悪徳会社の東京電力に。あと、でたらめ国と。そこをうちらほうは告発するしかないわけですよ、最終的には。財貨物の問題も、あと、できもしない除染をやるって人の土地を勝手に動き回ってやってるわけですね、現実的に。これだって訴訟起こさざるを得ないわけですよ、これ最終的には。当然、集団訴訟になります。行政が出て行けといった以上、行政に責任ありますから、地方自治法第1条にきちんと書いてあるとおり。そうすると、町が責任を持って告発しなきゃならないわけですよ。そのときの弁護団はどこの弁護士に、何人の弁護士を請求して、町としてどういう責任を持つのか、まず聞いておきたいと思います。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの東電絡みの請求と訴訟の関係でございますが、現段階においては請求行為を9月7日にした後、それぞれ東電のほうに請求というかしておりますけれども、まだ訴訟というところまでは至っておりません。ただ、先ほど申し上げましたように、県のほうの弁護団の中で、どういうふうにすることによって、その自治体に対する賠償がスムーズに賠償されるかということについては、常に相談をしながら、町としても今後の中ではやっぱり弁護士を抱えて、現在も顧問弁護士はおりますけれども、やっぱり訴訟に、どうしても支払いがなけ

れば訴訟に持っていくような方向性で考えているところでございます。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 答弁漏れ。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問の中で、請求を9月7日にいたしました。請求に対しての支払いはございません。以上で答弁といたします。

（不規則発言あり）

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 6番議員の質問に答弁をいたしますが、今の東京電力につきましては、先程来、企画財政課長のほうから答弁申しているような現状でございます。それについては、ご理解をいただきたいと思います。こういったものをしっかりと精査して、町としての請求のために今、県のほうもそれぞれの抱えている市町村がございまして、同じような課題で今動いております。その中での説明会を県の顧問弁護士の中で行ったわけでありまして、今後この町の、まずは行政としての内容のことは固めていく考えでありますし、また、今議員から質問のありました住民の関係のものについては、それぞれ個々の対応なり集団なりいろいろな対応が出てくるかと思っておりますけれども、そういった実態については原子力対策課のほうでもいろいろと協議をして進めるときには進める、また内容等について精査しながら、補償賠償審査会のほうの関係もございまして、そちらのほうの要望についてはするということで、具体的な事案について今後検討していきたい。最終的に住民の皆さん方が、こういうことだという場合には、そういった行動までも含めたことも検討していくことについては今後の課題でありますし、そういう方向性も出てくる時にはしっかりと対応していかなくちゃならないと、そのように思っております。

○議長（新関善三君） 6番菅野清一君。

○6番（菅野清一君） そういう方向性だというのは頼もしいことではあります。そういう方向だということなんで、それは確認しておきます。

なぜ、こういうことが出るかというと、今、既に仮設の中でも、1人1万でも2万でも出し合ってもいいから、もう裁判やっぺと、今の現状から抜け出すためには。誰が考えたって、いいですか、今除染だなんて眠たいことを言ってるあほがいっぱいいますけど、現実には、ばかなことを言ってる人が。3,900ヘクタールを除染したら、幾らかかると言ってるんですか。10アール150万っていう試算出ているんですよ。約6,000億かかるんですよ、管理費が約1,200億ですよ、まともに計算すれば。戸数1戸当たりにしたら20億ですよ。それでもやるならやってもらえばいいことなんですけど、現実には、財貨物も含めて精神的被害、この東電という犯罪者集団はですよ、仕事のない人が、全くなかった人が交通事故起こした場合の1日4,200円の算定基準で出しているわけですよ。それも8月で打ち切るなんてふざけたこと言ってますけど。今、浜通中心に、月35万にしろっていうのが今出ていますよ、いっぱい。こういうことで苦しんでる人たちが、町で何とかそういうふうに対応してくれと、裁判やっぺでも。そうしたら、ある職

員が、民民のことだから関係ないなんて言ってる人いるわけですよ、現実には。そんなことあり得ないでしょう。役場が職員が全部自分で給料出し合って運営しているのならそれは成り立ちますけど。納税者の原則で、そんなことできないでしょう。だから、私は確認しているんですよ。いつかこれ裁判になります。どこでも集団訴訟になりますから。13市町村、12市町村。そのときに町はどういう対応をするんですかということで私は聞いているんですよ。だから町長も、そういう方向だっということじゃなくて、住民の生活を守るのが役所の仕事ですから、そのために法律も作ってる、憲法の94条にきちんと書いてあるわけですから。そういう意味では地方自治法の憲法を守るために職員になっているわけですから皆さんは、全体の奉仕者として。だから、そこはきちんと答えてくださいって私は言ってるわけですよ。だから、これは町が責任を持って弁護団を組織してでも、町長は弁護団団長になってでも私は住民を救う立場にあると思うんですよ。これは山木屋の問題だけじゃなくて全体が汚染されたわけですから、この犯罪者集団によって、東京電力という。国も同じですよ。とんでもない犯罪者集団ですから。そこを私は確認したいんです、もう1回お願いします。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今、集団訴訟の話でありますけれども、今は順序から言えば、補償賠償審査会のほうでの議論をこれは重ねておりますし、私も今、国のほうに言っておりますことは、3月までの補償については決まっておりますけれども、それ以降についてはまだ決まってないわけであります。ですから、それを早急に決めて、避難されている皆さん方の生活の安心を守るためにも、補償するためにも、これは決めて提示すべきだということで今申し上げている状況でございます。先に10万が5万に減った経過もありましたけれども、それは復活して10万に戻った経過もありますので、そういった国の機関については、それぞれ避難関係、また今回被害を受けている皆さん方の思いというものはしっかり届けるようにいろんな場で申し上げております。その後に、また今言われましたような個々の問題が出てきますし、そういったことを共通で抱えている皆さん方が集団で今度裁判を起こしたいんだという事案があれば、それに町としてもしっかり応えていくことは当然でありますので、そういったことについては個々の中でいろいろと検討させていただきながら、後にいろんな面で支障のないといいますか、しっかりした基づけの下にやるためにも、そういう弁護士の関係も確保しなくちゃならないと思っているところでございます。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） ほかにございませんか。鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 東日本大震災復興基金積立金、これは大したお金ですね、我々にとっては。町はこの基金積立金をどのような事業に使うのか考え、具体的な考え合ったら、ひとつご答弁願いたい。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

どのような事業ということでございますが、健康福祉増進等にかかる事業に使用したいと考えておりまして、例えばモニタリングの検査がございますけれども、例えば町独自で検査をしておりますが、例えばその消耗品についてはかなりかかりますが、それはいろいろ交付金等では全く措置されない費用でございますが、今後モニタリングの数が大変多くなるということも考えられます。また、住民の健診につきましても、むしろ県のほうの健診事業というのはございますけれども、その県のほうの24年度の県の事業というの、まだ不明確な状況でございますので、そういった費用とか、やはり住民の健康等を中心に考えて、現段階では使いたいというふうに、使用したいというふうに考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 先ほど、基金条例のときにも同僚の方がいろんな福祉のことを質問したようですが、これきめ細やかに取り組みを行うための事業の財源に充てるためと、こう書かれているんですが、これ県からアからキまであるんだけど、この事業内容を見るとアからキまで川俣町は独自でやっているやつ、かなりあるんですね。これはこのお金は何できたのかというと、この震災、原発事故によって来た私お金だと思うんですね。それで24年度もこれ使われるんですね。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

24年度も事業としての充当が可能となっております。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 説明の中で、この健康と福祉に使うんだということなんですが、そうであればですね、これ議会としても2月23日に子どもたちを守るローテーション、保養実施に関する意見書を提出しているわけですね。これだって、私、健康とあれに引っかかるんじゃないかと思うんですよ。そういう未来を、川俣の未来を担う子どもたちが、今土曜、日曜という、お母さんらみんな町外の屋内遊び場に連れて行っているんですよ。口では頑張れよとか絆とかうまいこと言ってるけれども、現実的にこれだけのお金 coming しているわけですから、そういうところに具体的に、川俣町ではここに使うんだというような明確なやっぱり事業を展開すべきと私は思うんですが、その辺、最後の質問ですが、よろしくお願いします。町長、ひとつ。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 4番鳴原利光議員の質問ありましたが、そのように子どもの未来を育む事業にも充当できるものについては、私は充当していくべきだと思いますので、今後の事業展開の中で十分検討を加えながら対応していきたいと思えます。

○議長（新関善三君） ほかにございませんか。

1回出て質問終わりました、遠藤議員は。（不規則発言あり）質問を認めます。

○14番（遠藤宗弘君） 資料が後から出てきたんですが、私は、確かに議案について質問しました。それで、ああ、そういう内容で来たのかということで納得させられたんですね。ところが、じゃあ、資料はどんなのかというと、どう読み替えても私も一応は義務教育は終わっているんですが、どう読んでも交通障害ということは出てこないんですよ、これ。ということは、議会に対しての答弁が、資料も出さないうで全くでたらめなことで議会をばかにするという、こういう議会軽視の姿勢が町当局にあるということがはっきりしてるんですよ。一応尋常小学校を出た人だって、この文章で交通障害がなければがれき片付けが適応しないなんかいう内容は全然出てこないでしょう、この文章。何回も私読み直しました。ということは、議会に対して本当に誠意のある回答がやられないという、こういう議会が進められたのでは、私たち、町当局の答弁をまともに聞くことはできないというふうになってしまいうんです。信頼関係は全く失ってしまうんですね。そのことについて、町当局はどういうふうを考えるのか。議長は、どういうふうを考えるのか、対策を。そのことについて私は尋ねておきたいと思います。（不規則発言あり）

○議長（新関善三君） 遠藤議員に申し上げます。

先ほど質問1回終わりました、この資料についての質問ということで再度承りました。このことにつきましては、この質問1回のみを議長としては許します。答弁を求めます。（不規則発言あり）町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問にお答え申し上げます。

先ほど2番高橋議員のご質問にも申し上げましたが、お手もとに配付させていただいた資料は、4月20日にこういったことを覚知をしたと。そのような文書、そのようなことを議員のほうからお求めがあって、配付をさせていただいた文書でございますけれども、この中で、生活環境保全上支障があるということの、その、じゃあ、これは具体的にどういうことなのかということを県のほうにお伺いをしたときに、このようなご指導が、今申し上げているように、正に交通とか他の方への被害とか、そういったことが具体的な解釈としてのご指導がありました。（不規則発言あり）そういうご指導がありましたので申し上げたと、そういうことでございます。以上で答弁いたします。（不規則発言あり）

（「議事進行」という声あり）

○議長（新関善三君） 議事進行は却下します。

議事進行を却下と宣言しましたが、議事進行を取り上げます。

○6番（菅野清一君） 議会運営委員会開くなりしてフェアに行ってください。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで2時20分まで休議します。

（午後2時10分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午後2時25分）



○議長（新関善三君） ただいまの議事進行は、当局の答弁は済んでおるものと判断いたします。

町長から発言を求められておりますので、発言を許します。町長。

○町長（古川道郎君） ただいま、14番遠藤議員のほうから、がれき処理の関係についての取り扱いについての質疑があったわけでありますが、議員お質しのとおり、この文面から素直に考えて、いわゆる交通の障害とか何かについてのことまでいくのはどうかというような文面だと理解いたしますが、当時、この出来た当時は激甚災害の後でありましたから、いろんなその壊れた家屋や何かについては、そのようなことが回答として出たということも伺ったわけでありますが、しかし、受けたほうで記録には残していないということでございましたので、申し訳なく思っております。ただ、私も議員の言うように、他の市町村ではこのことで動いたわけありますから、これは現実のことです。私はそのとおりだと思います。先ほど2番議員に答弁したかと思いますが、具体的に議員のほうから8月頃だったと思いますが、このような事案といいますか、いろいろあるけれども、市町村で対応できるんじゃないですかというようなことで、丁寧にこういった条例までいただきました。それに基づいて私も早速調べて、担当のほうに再度それぞれのほうを確認するように指示をいたしまして、そして今般の一部損壊のほうの対応になった、補助の事業につながったわけであります。今般このようなことで、住民の皆さん方、また関係する皆さん方に不信を抱かせたり、あるいはまた事業が遅れたということで大変な迷惑をおかけしたわけでありますので、改めてこの場から町長としてお詫びを申し上げます。そして、また今後このようなことがないように、いろんな混乱しているときはあるわけでありますが、しかし、そういった中であっても、川俣町だけがその中であっても遅れるというようなことがないように事務の執行の徹底を図っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきまして、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。申し訳ありませんでした。

○議長（新関善三君） ほかに質問ありませんか。

（「議事進行」という声あり）

○議長（新関善三君） 議事進行。

○2番（高橋道弘君） 先ほど議長は、さっきの議事進行については答弁なされたというふうに言ってるんですけれども、経緯は今、町長言ったとおりでございまして、私もほかの自治体がやっているものを見ながら、これはいかなものかということで調査をして、町長のほうに進言をして、町長が指示をしたら事務レベルがそういうふうに誤っていたということが事実経過なわけでありますよ。それで問題は、そういった大事なことを記録にもない。町長に命じられなかったら事務レベルではいつまで経っても気がつかない。そのことが一番問題だと私は思うんです。ですから、答弁の不正確さはもちろんなんですけれども、それらのことについてこれ

だけ議会で問題になって何の証拠もなく、それでいいんだということで議長は答弁をされているという判断なんですけど、私としては、それでは納得できないので、やっぱりきちっとした事実経過というものを明らかにしたうえで、今回のこの補正予算についてきちっと採決をすべきだと思いますので、是非議事運営委員会を開いていただいて、事実関係を明らかにしたうえで採決に臨まれるよう議事進行を提案します。

○議長（新関善三君） ただいま議事進行で出されております案件につきまして、議長判断によりまして議運を開催させていただきます。

議運の皆様方は、直ちに議長室にお集まりください。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 暫時休議といたします。

（午後 2 時 3 0 分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午後 2 時 5 1 分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ただいま議運、議会運営委員会を開催いたしましたので、委員長から報告を求めます。委員長。

○議会運営委員長（石河 清君） ただいま、先ほど 2 番議員のほうから、議事進行が出された件について議会運営委員会をただいま開催いたしました。その結果について、報告をいたしたいと思います。

先に町長から発言がございましたけれども、なお、担当課長から経過等について発言を求めることにいたしました。以上であります。

○議長（新関善三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 申し上げます。

災害廃棄物処理事業につきまして、この間の経過につきまして明確に記録がなく、お示し、ご報告を書面でご報告ができないことにつきまして心よりお詫び申し上げます。また、そればかりではなく、災害廃棄物処理事業につきましては、町民の皆様にご迷惑をおかけいたしている段お詫び申し上げます。

今後は、かかる事態を、失態させないように努力して努めてまいりますので、なにとぞご容赦くださいますよう心よりお願い申し上げ、重ねてお詫びとさせていただきます。

○議長（新関善三君） ほかに質問ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 以上で本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

これをもって平成24年第4回川俣町議会臨時議会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午後2時54分)

本臨時会で決定した事件は、次のとおりである。

議案第 2 号 川俣町東日本大震災復興基金条例

議案第 3 号 平成 23 年度川俣町一般会計補正予算（第 8 号）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 新 関 善 三

同 署名議員 村 上 源 吉

同 署名議員 高 橋 道 弘